

特定非営利活動法人NAGOMI MIND

役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この覚書は、特定非営利活動法人NAGOMI MIND（以下、当法人）が、定款第 19 条の規定に基づき、役員報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(役員 の 定義)

第 2 条 この規程において役員とは、定款第 13 条に規定する理事および監事をいう。

(報酬額)

第 3 条 役員報酬は無報酬とする。但し、理事に関しては、別途規程に定める、事業を遂行する上で必要となる賃金の支払い、職務を執行するために要した費用についての弁償を受けることができる。

(旅費手当)

第 4 条 旅費手当は無給とする、但し、別途規程に定める、事業を遂行する上で必要となる職務に伴う旅費は支給することができる。

(その他)

第 5 条 この規程に定めない事項については、必要に応じて理事会の議を経て理事長が定め、総会の承認を得なければいけない。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、定款第 23 条の規定に基づき、総会で行う。

附 則

本規程は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（令和 6 年 2 月 27 日理事会決議）